

## 『日蓮大聖人御伝記』を読む

小林正博

はじめに

今、筆者の手元には『日蓮大聖人御伝記』という江戸時代の刊本がある。今年七月、静岡の富士美術館へ、仏教関係の古文書の調査に行つた折りに、その存在を知った文献である。十巻を四冊にした刊本で、奥書によれば延宝九年（一六八一年）の発刊となつていてある。

読み進めていくうちに、衝撃的な一節に出会つた。

まず、初めにその部分を紹介しよう。

（第八巻）第十五　本門の戒壇板本尊の事（かなルビは省略して筆写）

板本尊といへるハ富士の大石寺の什物なり、たけ六尺ばかり、広さ弐尺七八寸、あつさ一寸七八ぶの板なり　木ハ何ともしられず、黒ぬりにしてほりたり、文字の内にハ金ばくを入れたり、御曼陀羅の下に二字づゝならべて横に本門戒壇施主弥四郎国重と、是も聖人御自筆にてあそばせり、此板またハ黒ぬりなど、かの弥四郎寄進し奉るにや、いぶかし、伝にいはく、末代にいたりて本門かいだんの勅定を申うけ富士山に戒壇堂をきつくへし、

その用意としてかねてあそばしをかれし也、御弟子日法細工の上手なれハ是をほらさしめ給へり、また日興への御消息にいはく、國主被立此法者、富士山本門戒壇可被建立也、可待時而已、事戒法謂是也云云

#### 第十六 聖人の御影を日法つくるる、事

弘安二年富士戒壇の板本尊をきさまる、折節、日法末代の見すきかざる人のために聖人の御影を（以下省略）

弘安二年の戒壇本尊が刊行という形で初めて公表された重大な意義を持つ書であることを直感したのである。しかも、これほどの具体的な記述は、近世以前の文書でお目にかかつたことがなかつただけに<sup>①</sup>、この書が一体何者なのか、深い興味を懷き、第一冊の解説を終えたところで、本書についての論考を本紀要に掲載する決意をした次第である。

#### 一 本書の概要

延宝九年（一六八一年）、日蓮四百年遠忌を期して刊行された本書の著者については、詳しいことはわからない。しかし、本書十巻に日朗の弟子・日像の生涯を別立てして一巻補足しているので、日蓮宗日像門流系の人であることが窺える。<sup>②</sup>

このことに関連する本書の序の末文を挙げておく。（かなルビは省略）

聖人の消息を本とし、かれこれ旧記をあつめ二百余科をゑらひわけて御伝記を記す、又、肥後房日像師ハイとけなかりしころ大聖人の仰をかうむり祖師滅後に及て花洛の法を弘給ふ事、上行菩薩の仏勅をかうむりしに似たり、此功海よりも深く、山よりも高し、其ことはりを知しめん為、十軸の外に像師の伝をもしるし伝也（傍縁筆者）

このように前述の弘安二年の本尊の具体的記述を残した本書の著者が、日興門流ではないことは明らかで、謎はますます深まるばかりである。

『国書総目録』には『日蓮大聖人御伝記』の構成、刊行年代、所蔵場所がきちんと記されている。

それによれば、本書は十巻五冊となつており、筆者の入手した十巻四冊本とは数が相違する。そして、延宝九年本（一六八一）、寛政七年本（一七九五）、文化十三年本（一八一六）、天保十四年本（一八四三）と版を重ねており、このうち東京大学総合図書館には、延宝九年本、文化十三年本、と刊年不明本の三種類が所蔵されている。幸い東大でこれら三本を見ることができ、筆者入手本の欠陥を見いだすこともできた。

十一巻五冊の構成は以下のようになつてゐる。

第一冊	卷一	三一科	卷二	十五科
第二冊	卷三	十四科	卷四	二九科
第三冊	卷五	二四科	卷六	十六科
第四冊	卷七	十二科	卷八	二十科
第五冊	卷九	二二科	卷十	一科（久遠寺參詣記）
	卷十一	二二三科（日朗直弟の日像の伝記）		

この構成は、三種の東大所蔵本ともすべて同じで、当時は活字印刷ではないので大幅な改訂ができないためか同じ版木を用いている。ただし、東大所蔵の刊年不明本は卷一・三・四・七・八だけであり、しかも卷七は下部の三分の一が焼失し、損傷がはげしい。

筆者入手本は、最も古い延宝九年本の初刷本である可能性が高いことが判明した。というのは、東大所蔵の文化十三年本にあるような刊行年の銘記が延宝九年以外にないこと、落丁が第一冊だけでも二カ所あり、しかも卷六が全くないからである。

本来五冊本であるのに、筆者入手本が四冊本なのは卷六がないため、第二冊に卷三から卷五を収め、一冊分減らしているからである。驚いたことに第二冊の最後の頁は「卷五終」であるはずなのに「卷六終」と巧妙に修正しているのだから極めて質が悪い。

入手本の欠点をあげつらつても、詮無きことなので本題にもどろく。

東大所蔵本の中で注目すべきは文化十三年本で、その第一冊の最初の頁には次のような「序文」が掲載されている。

### 『日蓮上人御伝記』

此書ハ宗祖日蓮大菩薩御一代の伝記にて、抑御誕生ましますより諸宗の學問をわたらせ給ひて法華經は実に釈尊の極意たることを観じ、始めて当宗を建立し給ひ、諸宗敵徒の為に種々の御危難ありしも、終に末法万年の仏勅にかない、怨敵退散して身延山を開かせ給ひ後、池上左衛門が宅に於て入滅しましたる等の種々を詳にしてし、猶日像上人の華洛弘通并当宗繁昌の事跡を附し、後五百歳於闇浮提広宣流布の經文むなしからざることハリを述べ、婦女児童といへども解し易からしむ、冀ハ此書によりて祖師の難行をかんがみ自ら真実菩提心を生ぜバ聊大恩報謝の一助とも成なんかし 南無妙法蓮華經南無妙法蓮華經

浪華書林 吉田松根堂譯白

この序文から窺えることは、版本が初版本の発行者である中村五兵衛から浪華書林に買取られ、販売のうたい文

句として、婦女子にもわかりやすい「日蓮伝」であることを強調し、一層の普及をめざしていることである。おそらく、本書に先行し、すでに十回以上刊行され多くの読者を獲得していた『日蓮聖人註画讃』（一五一〇年頃・妙法寺日澄）に対抗できる「日蓮伝」として宣伝にも相当力を入れていたのであろう。

いずれにしても、延宝九年から文化十三年を経て天保十四年までの百六十二年間の長期にわたって版を重ねて刊行されているので、ある程度の普及と影響力を有する「日蓮伝」の一つであつたと考えてよい。

本書についての解説は、主要な日蓮伝を収めた『日蓮聖人伝記集』（一九一〇年・日蓮宗全書出版会）の「例言」の中で以下のように述べられている。

日蓮聖人御伝記（十巻伝又は国字伝といふ）亦優婆塞某の手に成るあり、画を交へたる読本軸にして後世紀年録真実伝等の傳を為すもの、但叙述詳細なるも竟に化注二書の布演に止まるは其旨とする所俗耳鼓吹に存すればなり（同五二三頁）

この解説のおおむねの意味は以下のようになろう。

「日蓮聖人御伝記」（十巻伝とも国字伝ともいふ）という在家某によつて執筆がなされた書がある。和文に画を交えた読みやすい書として刊行されたが、後に著された深見要言の「本化高祖紀年録」や小川泰堂の「日蓮大士真実伝」等へよからぬ影響を与えてしまった書である。ただ内容は詳細にわたっているものの、ついに 身延日朝の「元祖化尊記」や妙法寺日澄の「日蓮聖人註画讃」のような普及版に比べ振るわなかつたのは、その趣旨とする所が、在俗の人たちの信心を元氣づける程度のものだったからである。

本書の翻刻については、わずかに卷九の第三科「大聖人和讃の事」が立正大学の冠賢一氏になされているだけで、

全文の翻刻はおろか、本書に関する論文さえだれも手がけてはいない。ほとんどの日蓮伝について項目化し、説明している『日蓮宗事典』（一九八一年、東京堂出版）でさえ、「和讃」の項（一〇九二頁）でその出典として挙げられるのみで、本書についての説明は全く触れられていないのである。

## 二 本書の内容

このような類の伝記本は、先行する「日蓮伝」を参考にしながら、取捨選択、表現を工夫し、新しい記述を付加し、購読の拡がりを期して著述されるものである。

本書の刊行は一六八一年であるから、すでに日蓮文書集としての『録内御書』一四八編（一六二二年刊行）と『録外御書』二五九編（一六六二年刊行）は、関心のある者ならば入手できる状態にあった。本書では、これらの日蓮文書の扱いについて、往々に長文で引用されているが、そこに著者の考えが付記されることもなく、編集上の工夫はあまり行き届いていない。

当時本書に先行する日蓮伝の刊行には次の三種があった。

書名	成立	著者	初版刊本の出版年
『元祖化導記』	一四七八年	身延十一世日朝	一六六六年
『日蓮聖人註画讃』	一五一〇年ごろ	妙法寺日澄	一六〇一年
『元祖蓮公薩・略伝』	一五六六年	本隆寺日修	一六〇一年

しかし、これら三書に関しても、本書が主体的に活用している様子は見られない。それにもかかわらず、本書には

それまでにない記述がふんだんに盛り込まれているのである。

具体的に『日蓮大聖人御伝記』の内容を見ながら、先行する刊本にはない記述を整理してみよう。

本書が日蓮の生涯を記すのに百八十三科もの長編になっているのは、公になつていないう伝承を多く紹介しているからで、以下、初見の伝承の内容とこれを採用した本書以後の日蓮伝記を一覧にしてみた。

### 本書　巻科　内容

後に引用した伝記名
統紀・真実
統紀・紀年・真実
靈記・年譜・紀年
統紀・年譜・紀年・真実
年譜
靈記・真実
統紀・年譜・紀年・真実
靈記・年譜・紀年・真実
靈記・真実
統紀・紀年・真実
統紀・紀年・真実
統紀・紀年・真実
高田毘沙門天出迎えの話
村岡民部大輔と妻妙円の話

卷八 第 五科 身延七面山の由来と花瓶の伝承

卷八第 五科 身延での日蓮自筆画

年譜

卷九第 六科 はぶきのこしかけ石と石塔

卷九第 七科 甲斐石和川の石経

略写説明

靈記 法華靈場記冠部	一六八二年 豊臣義俊	日蓮聖人伝記集一一一頁
統紀 本化別頭仏祖統紀	一七三一年 身延三十六世日潮	日蓮宗全書所収
年譜 本化高祖年譜並に攷異	一七七九年 建立・玄得	日蓮聖人伝記集三一〇頁
紀年 本化高祖紀年録	一七九五年 深見要言	日蓮聖人伝記全集六巻
真実 日蓮大士真実伝	一八六七年 小川泰堂	明文館

これらはいわゆる奇瑞の類であり、祖師崇拜の厚い思いから生じた祖師神話ともいるべき類で、信じがたいものばかりである。しかし、後の日蓮伝に採用された話も多く、日蓮像をゆがめる結果をもたらした責任の一端を本書が担つてゐるといつても過言ではない。

次に文献学的な観点から多くの新資料を公開した点においては、本書の持つ意義は大きい。それらの内容を列記する。

①父の名を三国太夫、母の名を梅菊とする「産湯相承事」に依つて（卷一、第一科）

- ②出家年齢、十六歳説を立てる（卷一、第三科）
- ③「不動愛染感見記」の公開（卷一、第二十三科）
- ④「伯耆公御房御消息」の公開（卷二、第十二科）
- ⑤和泉式部と能因法師の和歌を引用（卷三、第七科）
- ⑥熱原の法難についての詳しい記述（卷八、第十三から十八科）
- ⑦弘安二年の本門の戒壇板本尊に具体的に言及（卷八、第十五科）
- ⑧「御遺物配分事」（卷九、第十八科）の公開
- ⑨「大聖人和讃」を掲載（卷八、第二十一科）

以上、九項目を挙げたが、すべてそれまでの日蓮伝には言及されない学術的にも価値のある内容である。それぞれ簡単にその意義に触れておく。

- ①「御伝記」では父を三国太夫、母の出自を畠山氏とし、その名は梅菊女とすることは、日蓮の直弟子の一人日興筆に仮託される「産湯相承事」（初見は大石寺系の左京日教の「類聚翰集私」、一四八八年成立）によつていることは明らかである。当時の通説は父の名は貫名重忠、母の出自は清原氏というのが主流であった。
- ②それまでは十八歳説が主流であった。現在では十六歳説が有力になっている。
- ③「不動愛染感見記」は現在、千葉の保田妙本寺に所蔵されているが、ほとんどすべての日蓮文書を収めた『靈良閣版 日蓮聖人御遺文』（一九〇四年出版）でさえ漏れ、ようやく第二次大戦後、『昭和定本日蓮聖人遺文』（一九五二年出版）で公開された日蓮文書である。なお古文献では要法寺日辰の『祖師伝』（永禄二年・一五五九年・当時

未刊)にその全文が初めて記される。

④「伯耆公御房御消息」は、日蓮が日朗に代筆させ日興に宛てた文書で、「本満寺錄外」(一五九五年)『三宝寺錄外』(一五八三年ごろ)に収められているがいざれも未刊である。大石寺に現存し、関係者しか知り得ない文書であった。

⑤和泉式部と能因法師の和歌は真偽不詳だが、公表したのは本書が最初である。

⑥日興門流以外では、日興が中心となつて対応した熱原の法難を取り上げることはなかつたが、本書ではかなり詳細に記述している。

⑦弘安一年の本門の戒壇板御本尊については、前述したが、日興門流の大石寺秘蔵の本尊で、大石寺の古文献でさえ、これほど具体的な記述はめずらしい。その大きさ、脇書に至るまで、公表したのは初めてである。

⑧「御遺物配分事」(日興正筆、池田本覚寺藏)を公表した最初であるが、「御所持仏教事」(日興正筆、大石寺藏)も同時に引用しており、この二書には矛盾がある。すなわち釈迦立像は墓所のかたわらに立て置くべきだと「御所持仏教事」にあるが、「御遺物配分事」では釈迦立像は日昭がもらっている。また、日蓮が書き込みをし所持して「註法華經」は「御所持仏教事」では墓所寺に籠め置くようにとあるが、「御遺物配分事」では日朗がもらっている。本書で、矛盾する両書を引用するのは、本書の筆者の軽率さを露呈していると言わざるを得ない。

⑨「大聖人和讃」の公表は初めてである。

こうして全体を通読し、①から⑨の特筆事項を整理していく中で、本書の正体を見極める一つの手がかりを得るに至つた。それは、日興門流の人間でなければ書けない記述であること、特に⑥と⑦は明らかに大石寺色の強い内容であり、そこから類推して、情報源は大石寺にあるのではないかと想定したのである。

そして、本書とほぼ同時代の大石寺で「日蓮伝」を著したものといえ、十七世・日精(一六〇〇—一六八三年)の

『日蓮聖人年譜<sup>6</sup>』をその候補として挙げることができる。もしかしたら、本書は『日蓮聖人年譜』を底本にして書いたのではないか、という考案に及んだのである。早速、「日蓮聖人年譜」に当たつてみたところ、まさにその予想は的中していた。これこそ本稿における重大な発見であった。

結論的に言うなら、『日蓮大聖人御伝記』は『日蓮聖人年譜』の踏襲であり、悪く言えは盗作そのものなのである。

### 三 記述比較

まず、両書の内容がいかに密接な関係にあるかを示す例を挙げる。

取り上げるのは『日蓮大聖人御伝記』第一冊第二十五科と第二十六科の部分である。これと『日蓮聖人年譜』の記述を列記すると以下のようになる。(下線部は『日蓮聖人年譜』の表現と酷似している箇所を示す)

【日蓮大聖人御伝記】(がなんルビは省略)

【日蓮聖人年譜】(原文は漢文)

第廿五 京鎌倉怪異の事 付聖人最明寺殿

へ言上の事

建長六年二月廿四日いぬの時に二の星合す、

六年〔甲寅〕二月廿四日戌冠二星合ス、七月

七月一日雨甚敷降、暴風人家を吹たふし、

一日甚雨暴風人屋顛倒シ稼穀損亡ス(中略)

稼穀悉く損亡せり、康元元年六月十四日巳の時、光物見ゆ、長五尺あまり其姿初ハ白鷺に似たり、後ハあかき火のごとく其跡ハ白き布を引たるがことし、白昼の光り物、

シ、白昼光物尤モ奇特ト謂ツベシ、本文所見

日本に其例なし、鎌倉中の見るのみならず、近国ともにこれをミたり、また同日鶴岡の八幡宮震動する事夥し、さればにや鎌くら

同ク見ニ

中いかなるゆへぞと眉をひそめ今やことこそ出来ぬと子をさかさまにおふ、又都にも

光りもの男山に見ゆかのよし別当より奏聞せり、猶もくはしく申上へしと院宣を下されければ重て石清水より其絵図をしるし奉りぬ、聖人此義を聞し召、今日本国すてに大誇法の國となり諸宗をもちゆ罪により他國に國を破らるべき其怪異也とおほえたり、我また是を知ながら申さずハたとひ現在は安穩也と後世にハ無間に落ぬべし、後生をおそれて申ならバ流罪死罪ハ一定也と思召さだめられ最明寺入道殿に言上を被成けり、されど少も御用ひなき入道殿の御心底うたてかりけるしだいなり、

又云々、光り物男山ニ見ユルノ由別当申ス、之ニ依テ仙洞御尋ネ有ルノ処、司天等同見セザルノ由ヲ申スニ依リ同ク石清水より其國ヲ注シ進セシム云云、（中略）妙法尼抄ニ云ク、今日本国已ニ大誇法ノ國トナリテ他國ニ破ラルベシト見ヘタリ、此ヲ知リナガラ申サズバ縦ヒ現在ハ安穩ナリトモ後世ニハ無間地獄（大城）ニ墮ツベシ、後生ヲスナラバ流罪死罪ハ一定也ト思ヒ定メテ去ル康元ノ比、故最明寺入道殿ニ申上ゲヌ、サレドモ用ル事ナカリシ已上

第廿六 正嘉元年地震の事  
正嘉元年ひのとのミ八月廿三日いぬの刻大地夥しく動て音あり、鎌倉中の神社仏閣一字として残らず、或ハ山くつれ落、家さまにたふれ、大門築地皆ことごとく破れ、所々の地裂水わきいつ、中にも下馬の橋の辺大地さけわれ、其中より青色なる火炎燃出て耳目をおとろかせり、又十一月一日の大地震も八月にたかふことさらになし、

以上のように、『日蓮大聖人御伝記』でわざか四頁分を取り上げたにすぎないが、両書のどちらか一方が底本となつていることはだれが見ても明らかであろう。

#### 四 「行敏状」の引用

さらにもう一点、『日蓮大聖人御伝記』と『日蓮聖人年譜』の密接な関係を指摘しておきたい。

それは、第三卷第七科の「行敏より聖人へ状の事」（呼称は区々だが、以下「行敏状」と記す）における引用の内容によつて証明することができる。この書状は文永八年（一二七一年）に僧・行敏が日蓮に法論を挑むために記した私信状で、日蓮がこれを筆写したもののが今に伝えられている。鷺津の本興寺にある十行の断簡だが、まずこの真蹟との比較をしてみる。



もう一度『日蓮大聖人御伝記』も合わせて列記する。

### 『日蓮大聖人御伝記』

世間令墮惡道法是二 念仏為

無間地獄業是三 禅宗天魔

說若依行者失誤長惡見是四

事若実者仏法怨敵也 仍遂

對面欲破惡見 將又無其

義者 争不被痛惡名哉

付是非委可示給也 恐々謹言

七月一日 僧行敏在判

日蓮阿闍梨御房

日蓮阿闍梨御房

説明するまでもなく、一字一句に至るまで完全に一致しているのである。

以上、紙数の関係で、さらに多くの例証を挙げることができないが、書誌学的観点からも『日蓮大聖人御伝記』は

『日蓮聖人年譜』を盗用したことは明白である。

### 五 『日蓮聖人年譜』の成立年代について

二書の内容的な酷似と、大石寺固有の情報の記述から、『日蓮大聖人御伝記』の底本は『日蓮聖人年譜』であるこ

とはほぼまちがないが、さらにだめ押しで成立の順序についてても言及しておきたい。『日蓮大聖人御伝記』の成立は一六八一年だから『日蓮聖人年譜』がそれより以前の成立であれば「底本説」は確定できるからである。

ただ、『日蓮聖人年譜』の成立年代については、大石寺から発刊された『日蓮正宗 富士年表』（富士学林・一九九〇年版）には明記されていない。『日蓮正宗 歴代法主全書 第一巻』（大石寺・一九七四年）には日精の著作と八通の相承書、消息類が収録されているが、ここでも『日蓮聖人年譜』の成立年代は「年月不詳」としている。

それでも、いくつかの手がかりをもとに、ある程度の成立年代を想定することは可能である。要は一六八一年より前か後かがはつきりすればよい。

手がかりとは、保田妙本寺に現存する「死活抄」（法華證明抄のこと）の記述にある。日精の『富士門家中見聞抄上』に、「同（弘安）五年二月日興ニ御書一通下サル、大聖ノ御筆也、死活抄ト号ス、今西山ニ在ルナリ<sup>(1)</sup>」という一節がある。『日蓮正宗富士年表』によれば『富士門家中見聞抄』は一六六二年の著作であり、この時「死活抄」は西山本門寺が所有している。それが保田妙本寺に宛てた「保田妙本寺諸役僧中」では、「御書ハ大石寺ニ四十六巻、重須ニ五巻、西山ニ壹巻、貴寺（保田）ニ壹巻死活抄也<sup>(2)</sup>」と記され、「死活抄」が保田妙本寺に在ることがわかる。この手紙の末文には「辰二月十七日 前大石寺 日精<sup>(3)</sup>」とあり、系年は延宝四年（一六七六年）となっている。

そして、『日蓮聖人年譜』では「（弘安）五年壬午二月、御書ヲ日興ニ下サル、死活抄ト号スル也、御筆西山ニ之有リ<sup>(4)</sup>」と記されており、『日蓮聖人年譜』の成立の段階では、西山に在ったことがわかる。とすれば、系年の確定はできないが、『日蓮聖人年譜』は一六七六年以前の成立であることが判明する。それは『日蓮大聖人御伝記』より五年以上前の成立であることを意味している。このことによつて『日蓮大聖人御伝記』の著者が『日蓮聖人年譜』をなんらかの方法で入手し、膨大な引用に走つたことは動かしようがないのである。

## 六 『日蓮大聖人御伝記』の価値

そうなると、第二節で列記した①から⑨の日蓮伝における歴史的価値の大半は、日精の『日蓮聖人年譜』に帰されることになるのだろうか。もう一度個々に検討し、『日蓮大聖人御伝記』の再評価をしておく必要がある。

①の「産湯相承事」の内容については、『日蓮聖人年譜』からの盗用であるはが、公開したのは『日蓮大聖人御伝記』が最初である。真偽論のある「産湯相承事」は、『高祖遺文錄』（一八八〇年）『靈良閣版 日蓮聖人御遺文』（一九〇四年）『昭和定本日蓮聖人遺文』（一九五二年）のいずれにも收められなかつた。『創価学会版日蓮大聖人御書全集』（一九五二年）には収録されたが、ここでは『日蓮大聖人御伝記』が父母の名前に異説を提示したという点での意義だけにとどめておきたい。

②出家年齢、十六歳説については、『日蓮聖人年譜』において日精が最初に根拠も示して主張したものである。『本化高祖年譜攷異』が「今国字伝ノ説を取テ十六出家ト為ス<sup>(18)</sup>」と記しているが、本来は日精の説なのである。

③「不動愛染感見記」については、早くからその存在が知られていたにもかかわらず、本格的な公表は戦後まで待たなければならなかつた。その理由は、日蓮が真言の相承を受けていたという内容に公表することが憚られたことも考えられよう。『日蓮聖人年譜』からの盗用であるが、公開した最初の功績は『日蓮大聖人御伝記』にある。

④「伯耆公御房御消息」も『日蓮聖人年譜』からの盗用であるが、初公開の功績は『日蓮大聖人御伝記』にある。以後再度の公開は『高祖遺文錄』（一八八〇年刊行）を待たなければならなかつた。

⑤和泉式部と能因法師の和歌を公開したのは『日蓮大聖人御伝記』である。これは『日蓮聖人年譜』からの引用ではない。次のように記されている。（卷三、第七科）

和泉式部：ことハリヤ　日の本なれハ　照ぞかし　ふらさるへしや　雨の下ニハ  
能因法師：天河　苗代水に　せきくだせ　天下ります　神ならば神

なお、『日蓮大聖人御伝記』刊行から五五年後の『日蓮聖人註画讀及抄』（享保二年・一七三六年刊行・日澄著・日収語訳・『日蓮聖人伝記集』所収）に再び公開されており、ここには、

和泉式部：コトハリヤ　日ノモトナレハ　テルソカシ　フラサラメヤハ　アメノ下カハ  
能因法師：アマノ川　苗代水ニ　セキクタセ　アマクタリマス　神ナラハ神

となつていて<sup>(18)</sup>いる。

⑥熱原の法難についての詳しい記述は、完全に『日蓮聖人年譜』からの引用である。

⑦弘安二年の本門の戒壇板本尊については、『日蓮聖人年譜』にも記されているが、実は、『日蓮大聖人御伝記』の方が詳しいのである。特に、大きさと脇書の具体的な記述は『日蓮聖人年譜』にも言及されていない内容である。どのように得たのかは謎だが、この一節の持つ重みは大きい。

⑧「御遺物配分事」（卷九、第十八科）については初めて公開した点では評価できる。しかし、内容の吟味を怠つていることには変わりはない。

⑨「大聖人和讃」については『日蓮大聖人御伝記』が初めて公表したもので、その価値を認めることができる。以後この和讃は独立した書物として十八世紀の初めに江戸と金沢で刊行されている。<sup>(19)</sup>しかし偽作視され『高祖遺文錄』以降現代に至るまでの日蓮文書集に収録されていない。

以上述べたように、盜作まがいの誘りは免れないものの、日蓮伝、日蓮遺文の文献学的な観点から言えば『日蓮大聖人御伝記』に一定の評価を与えることはできるであろう。

## 七 研究拾遺

これまで述べてきた中で、決着のつかない問題をいくつか抱えたままになつてゐる。今後の課題として更考を重ねたいが、ここでは覚え書きとして言及しておく。

### (一) 日法伝説

日精の『日蓮聖人年譜』に次のような一節がある。

弘安二年ニ板本尊彫刻シ、此次ヲ以テ末代未聞不見ノ者ノ為ニ御影ヲ造立申シ度ノ望ミアリテ、先一体三寸ノ御影ヲ造立シテ袖裏ニイレテ大聖人ニ奉り免許ヲ請ヒ下フ、聖人此像ヲ掌上ニ置キ之ヲ視、笑ヲ含ミ許諾、茲ニ因テ日法等身ノ御影造立シ下フ、滅後ニ造立ト思フヘカラス、其証拠日法ノ弟子日朝ノ自筆今大石寺ニ在リ拝見ス可キナリ、其上御衣ノ色平生ノ御ソリ髪ヲケシテ彩色ノ故修理シ奉ル事モナラサル也<sup>(2)</sup>

この一節を引用して『日蓮大聖人御伝記』第八卷十六科では次のように記している。

弘安二年富士戒壇の板本尊をきさまる、折節、日法末代の見すきかざる人のために聖人の御影をつくりたきのこゝろざしふかく一体三寸の御影をつくり奉り、袖に入れ聖人へ御目にかけられ免許を請ひ給ひけれハ、聖人此

ところが、大石寺二十六世の日寛は『六巻抄』当家三衣抄で、この日法の等身の御影について次のように記してい  
る。

蓮祖御伝記八ニ云ク「弘安二年、富士ノ戒壇ノ板本尊ヲ造立シ奉ル時、日法心中ニ末代ノ不見不聞ノ人ノ為ニ聖人ノ御影ヲ造ラント欲スルノ願有リ、故ニ先ズ一体三寸ノ御影ヲ造テ便チ袂ニ入レ聖人ノ高覽ニ備ヘ奉ル、而シテ免許ヲ請ウニ聖人此ノ御影ヲ取り御手ノ上ニ置キ、笑ヲ含マセラレ即チ免許有リ、之ニ因ンデ等身ノ御影ヲ造リ奉リ、而シテ聖人ノ御剃髪ヲ消シ、御衣ヲ彩色シ給フ也」云々<sup>(2)</sup>

日寛は同じ大石寺の貫首として先輩に当たる日精の『日蓮聖人年譜』に依らずに、他門の『日蓮大聖人御伝記』を『蓮祖御伝記』と称して引用しているのである。ということは日寛は日精の『日蓮聖人年譜』を知らなかつたのだろうか。それとも知つていながら、あえて刊行されている『日蓮大聖人御伝記』の方を採用したのであろうか。問題点として残つたままである。

### (二) 『日蓮大聖人御伝記』の著者と日精との関係

本書の著者は、どうやつて未刊の『日蓮聖人年譜』を入手することができたのか、また戒壇の板本尊に関する情報を得ることができたのか、いまだに謎である。すでに述べたように、この二書の著者は日蓮宗でも日興門流系と日朗

門流系という、むしろ対立的な立場の違いがある。それでも、なんらかの直接的な交流を前提としなければ『日蓮大聖人御伝記』は成立しない。

少なくとも本書刊行時点では日精は存命であり（刊行の二年後に死去）、日精が出版された本書を手に入れ、読んだことは十分に考えられる。その時、日精は歓迎したのか、それとも憤慨したのか、どちらかであろう。ここでは二つの説を想定してみた。一つは日精関与説、もう一つは大石寺離脱僧説である。

つまり、日精がこの刊行に積極的に関わって協力、応援をしたという日精関与説か、大石寺秘蔵の文献を知り得た人物が『日蓮大聖人御伝記』の著者にその情報を提供したという大石寺離脱僧説である。あくまでも仮説にすぎないが、情報提供源が大石寺中枢であることはまちがいないからである。

このうち大石寺離脱僧説の可能性は少ないようと思われる。離脱したものが大石寺に有利な情報の公開に協力してもメリットはない。さらに、当時は日蓮宗各派においてそれぞれが相伝してきた秘藏書や法門を許可なく勝手に刊行することを禁じているからである。寛文五年（一六六五年）九月二十六日付で「法式条目」という文書がある。これは身延、中山、池上、真間などの関東有力寺院が取り決めたもので、その一条に「一、借与秘書不可致板行事」<sup>(2)</sup>とある。借用したものを見りもなく勝手に刊行してはならないという取り決めが日蓮宗各派の間で確認されていることは、それまでに前例があつたことを窺わせている。この中に日精の属する日興門流は入っていないが、『日蓮大聖人御伝記』刊行の十六年前の取り決めであるだけに、盗作云々を論じる上で有力な史料となろう。このころ日蓮教団は京都中心から関東中心へと移行しつつある時代で、特に不受不施義への彈圧の渦中でもあり、教団全体に緊張が走っていたときである。それゆえ「法式条目」の内容は、一六八一年の刊行となる『日蓮大聖人御伝記』にもある程度の規制力が働いていたことは十分想像できるのである。

となると、日精関与説がクローズアップされることになる。しかし、それにしても日精はなぜ『日蓮聖人年譜』を

自ら刊行しなかったのか。もし日精著として先に出していくれば『日蓮大聖人御伝記』に換骨奪胎されることはなかつたであろう。出せなかつた事情は、大石寺が刊行しても商売にならないという当時の出版界の意向もあつたのかも知れない。管見の限り、江戸期に日興門流の文書で刊行されたのは『御義口伝』（すでに一六五四年に刊行）だけである。これは同じ日興門流の京都要法寺蔵板で平楽寺村上勘兵衛による刊本である。元々、日精自身が要法寺出身の大石寺貫首だったのだから、『日蓮聖人年譜』の刊行は不可能だつたとは思えない。それがなぜ日朗・日像系から出た『日蓮大聖人御伝記』に取り込まれていったのか、更考を期したい。

### 結語

最後に、以上述べてきたことを箇条書きにして、『日蓮大聖人御伝記』の特徴を整理し、結語に代える。

- 一、底本として日精の『日蓮聖人年譜』を用いている。
- 一、日興門流系に伝わる文書を初めて刊行の形で公開した。
- 一、宣揚の対象は日興門流ではなく、日朗・日像門流にある。  
一、『日蓮聖人註画讃』の向こうを張つて、さらに詳しい絵入り、和文体の日蓮伝として簡明さを売り物にしている。
- 一、質の良くない新しい伝承を多く取り入れ、のちの諸日蓮伝に悪しき影響を与えていく。

(1) 弘安二年の板本尊については熊田葦城著「日蓮聖人」（三七五頁・一九一一年初版発行）によれば、丈四尺六寸余 幅二

尺一寸余 の楠材である。

(2) その奥書によれば、「延宝九辛酉年季春下浣 寺町一条下ル町 中村五兵衛開板」とある。中村五兵衛は京都で出版業を営む発行者であり、延宝七年には『御書科文』4巻（日蓮文書を段落分けし解説を附したもの）も刊行している。

(3) 第一冊の六四頁と六五頁の間、八六頁と八七頁の間の二カ所と、第二冊の卷五第六科三頁一行目と三行目の間に落丁がある。

(4) 「本化高祖年譜攷異」（日蓮聖人伝記集三二〇頁）で、「十巻伝」の略称として「国字伝」とい、本書を何度も引用している。

(5) 「近世日蓮宗出版史研究」、一九八三年、平樂寺書店、一九五〇一〇一頁)

(6) 『富士学林 研究教学書』（第五卷五一五頁）では「大聖人年譜」として掲載している。これは大石寺二十九世の日東が享保二十一年（一七三六年）に残した表紙に記されたもので、「上野大坊什本 大聖人年譜上 日精上人真筆 日東判」によつたものである。しかし、日精正本には日精自ら「日蓮聖人年譜」と記している。また、昭和四九年大石寺発行の『歴代法主全書』第一巻と昭和五十三年創価学会発行の『富士宗学要集』第五巻でも「日蓮聖人年譜」になつてゐる。したがつて本稿では書名として「日蓮聖人年譜」を用いていく。

『富士学林 研究教学書』第五巻、五三九〇五四一頁

(7) 同、五四二〇五四三頁

(8) 『日蓮聖人真蹟集成』第四巻、一〇六頁

(9) 『日蓮聖人伝記集』、一八頁

(10) 『本満寺録外』第十五冊、一九五〇一九六頁

(11) 『富士学林 研究教学書』第五巻、五八三頁

(12) 『富士学林 研究教学書』第六巻、二四頁

(13) 『富士学林 研究教学書』第六巻、二四頁

(14) 『日蓮正宗 歴代法王全書 第二巻』、三一九頁

(15) 同、三三二〇頁

(16) 『富士学林 研究教学書』第五巻、七四三頁

(17) 『日蓮聖人伝記集』、三三一八頁

(18) 『日蓮聖人伝記集』、一三〇頁

- (19) 『近世日蓮宗出版史研究』、一〇一～一〇一頁
- (20) 『富士学林 研究教学書』第五巻、七五九頁
- (21) 『日蓮宗宗学全書』第四巻、一一七頁
- (22) 『日蓮宗宗学全書』第三二巻、一七五頁

(こばやし まさひろ・研究員)